

登録料納付区分「大阪府民及びその子」認定を受ける方へ

登録料納付区分認定を希望される方は、以下の内容をよく読み、必要書類を登録手続期間に提出してください。

対象者（「大阪府民及びその子」に該当する方）および必要書類は下記のとおりです。

住民票などの公的書類は登録手続期間の1か月以内に交付を受けてください。それ以前に交付を受けた公的書類は使用できません。

対象者 ※日本国籍を有しない方も同一要件	必要書類
① 本人が研究期間開始日または科目等履修生として登録される日の1年以上前(2026年4月1日開始の場合、2025年4月1日以前)から引き続き大阪府内に住民票がある方	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料納付区分認定願【様式4】 ・住民票
② ①に該当しないが、本人と同一戸籍にある父母のいずれかが研究期間開始日または科目等履修生として登録される日の1年以上前(2026年4月1日開始の場合、2025年4月1日以前)から引き続き大阪府内に住民票がある方 ※婚姻により、本人が「大阪府民である父母のいずれか」の戸籍から除籍されている場合は、同一戸籍とはならず、区分認定対象者にはなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料納付区分認定願【様式4】 ・住民票(父母いずれかのもの) ・戸籍全部事項証明書(謄本)又は個人事項証明書(抄本) (同一戸籍であることを証明するため、父母のいずれかと本人が記載されているもの。日本国籍を有しない場合は、これらの代わりに、続柄のわかる公的書類)
③ ①または②に該当し、期間内(研究期間開始日または科目等履修生として登録される日の1年前から現時点まで)で大阪府内において異動がある方	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の必要書類 ・前住所の除票

<住民票についての注意事項>

- ・市区町村の担当窓口では、必ず「**居住期間の確認できる項目の記載**」を申し出てください。申し出がない場合は、必要項目が省略されることがあります。
- ・住民票の交付を受けた際に、証明事項欄の「**府民(外国人住民)となった年月日**」が令和7(2025)年4月1日以前から証明されていることを確認してください。
- ・マイナンバーの記載は不要です。
- ・対象者個人分または世帯全員分どちらでも構いません。世帯全員が記載された住民票の場合は、本人のページだけではなく、一式全て提出してください。